

人員搬送車運用管理要綱

【沿革】	H 4. 8. 12	西消局通達第 5 号
	H23. 3. 28	西消局通達第 5 号【第1次改正】
	H31. 3. 25	西消局通達第 19 号【第2次改正】

(趣 旨)

第1条 この要綱は、平常時における人員搬送車の適正な運用と管理を行うために必要な事項を定めるものとする。

(配 置)

第2条 人員搬送車は、警防部警防課に配置し、貸出要請に応じて各所属へ貸出するものとする。

(適用の範囲)

第3条 人員搬送車の運用範囲は、次のとおりとする。

- (1) 災害避難訓練等人員を多数搬送する必要があるとき。
- (2) 各種行事を行うときで、警防課長が必要と認めたとき。
- (3) その他、消防局長が特に必要と認めたとき。

(運用の方法)

第4条 人員搬送車の運用は、次によるものとする。

- (1) 所属長（局内課長及び消防署長をいう。以下同じ。）は、人員搬送車を運用しようとするときは、原則として1週間前までに人員搬送車運用申込書（様式第1号）により、警防課長の貸出の承認を受けるものとする。
- (2) 借用期間は最少必要限とし、使用後は速やかに車両内外を清掃し、返納するものとする。
- (3) 所属長は、運用前に運用責任者及び大型免許を有する認定機関員を指名しておくものとする。

(運用管理)

第5条 所属長は、人員搬送車の運用にあたり、運行前点検及び終業点検を行い、運行距離・時間等必要事項を警防課に報告しなければならない。

- 2 人員搬送車を運用した職員は、車両等に損傷その他異常を認めたときは、速やかに所属長に報告するとともに、警防課長に連絡しなければならない。

(安全管理)

第6条 所属長は、人員搬送車を運用するにあたり、安全を確保し、事故防止に万全を期さなければならない。

付 則

この要綱は、令達の日から施行する。

付 則

この要綱は、平成 23 年 4 月 1 日から実施する。

付 則

この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から実施する。